

管理銘板作成要領

(平成29年3月改定版)

目次

第1章 管理銘板作成要領	1
第1節 明かり部管理銘板	1
1-1-1 管理銘板の記載内容.....	1
1-1-2 管理銘板の取付け方法.....	8
1-1-3 管理銘板の材質.....	9
1-1-4 管理銘板の文字.....	9
1-1-5 管理銘板の大きさ.....	9
第2節 トンネル部管理銘板	10
1-2-1 管理銘板の記載内容.....	10
1-2-2 管理銘板の取付け方法.....	15
1-2-3 管理銘板の材質.....	15
1-2-4 管理銘板の文字.....	15
1-2-5 管理銘板の大きさ.....	16
第3節 制御盤等管理銘板	17
1-3-1 管理銘板の記載内容.....	17
1-3-2 管理銘板の取付け方法.....	17
1-3-3 管理銘板の材質.....	17
1-3-4 管理銘板の文字.....	18
1-3-5 管理銘板の大きさ.....	18
第4節 道路照明の管理銘板	19
1-4-1 管理銘板の記載内容.....	19
1-4-2 管理銘板の取付け方法.....	20
1-4-3 管理銘板の材質.....	20
1-4-4 管理銘板の文字.....	20
1-4-5 管理銘板の大きさ.....	20

[4] 管理銘板作成要領

第1章 管理銘板作成要領

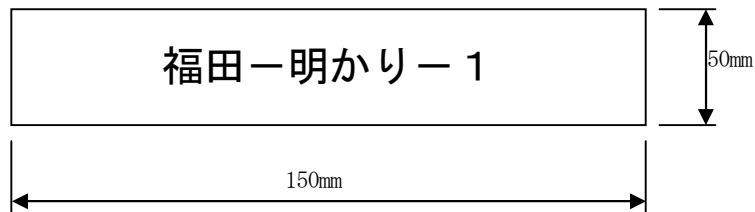
受注者は、以下のとおり定める管理銘板を作成し、本線及びランプ道上に設置する電気通信設備等へ取付けるものとする。

第1節 明かり部管理銘板

1-1-1 管理銘板の記載内容

明かり部に設置する電気通信設備等の管理記号を下記のとおり定めるものとする。尚、受注者は管理銘板（案）を作成し、監督員の確認を受けるものとする。

1. CCTVカメラ

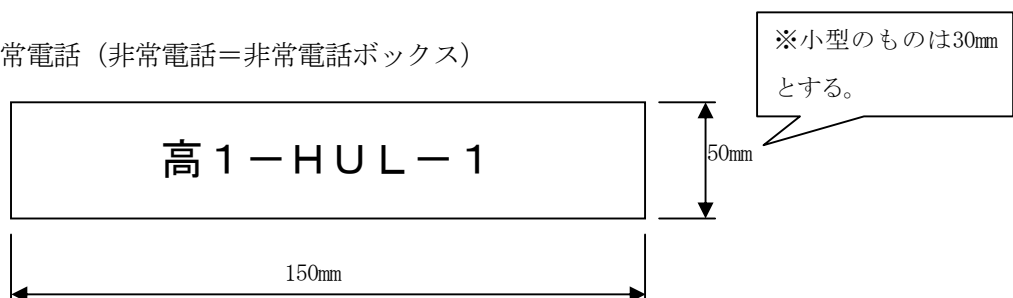


- (1) 項目1：「福田」は地区名を示し、トンネル名、料金所名を記載する。
(例：福田地区は「福田」、福木トンネルは「福木」、福田料金所は「福田」)
- (2) 項目2：「明かり」は本線・ランプ道の明かり部を示し、「TN」の場合はトンネル部を示し、「料金所」の場合は料金所を示す。
トンネル部で上り下りの区別が必要な場合は、それぞれ上りは「U」、下りは「D」を追記する。

※明かり部は、本線、ランプ道のトンネル部以外の場所をいう。

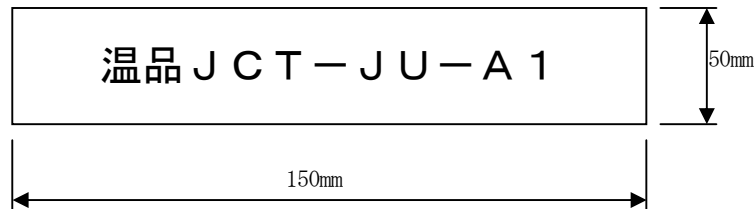
- (3) 項目3：カメラ番号
高速1、2号線は、北から順に1、2、3・・・と番号を付与する。
高速3号線は、東から順に1、2、3、・・・と番号を付与する。
料金所カメラ番号はレーン番号とする。
(例1 福木トンネル、下り線、3番カメラ ⇒ 「福木-TND-3」)
(例2 仁保料金所第1レーンカメラ ⇒ 「仁保-料金所-1」)
(例3 宇品地区の2番目の本線カメラ ⇒ 「宇品-明かり-2」)

2. 明かり部非常電話（非常電話＝非常電話ボックス）



- (1) 項目1：「高1」は路線名（高1、高2、高3等）を示し、「トンネル名（福木）」の場合は坑口非常電話を示す。
- (2) 項目2：「H」は非常電話を示す。
 「U」は上り線を示し、「D」の場合は下り線を示す。
 「L」は非常電話表示灯を示す。（非常駐車帯表示灯を含む）尚、「無印」は非常電話のみの場合を示す。
- (3) 項目3：非常電話番号
 高速1、2号線は、北から順に1、2、3・・・と番号を付与する。
 高速3、5号線は、東から順に1、2、3、・・・と番号を付与する。
 (例1 高速1号線下り線No. 5非常電話 ⇒ 「高1-HD-5」)
 (例2 高速2号線上り線No. 3表示灯付非常電話 ⇒ 「高2-HUL-3」)

3. 情報板



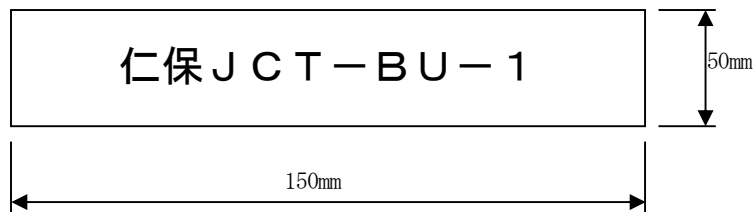
- (1) 項目1：「温品JCT」は設置場所の温品ジャンクションを示し、「料金所名（福田、宇品、馬木等）」の場合は料金所を示し、「トンネル名（福木、西風等）」の場合はトンネルを示す。他道路は「山陽道」、「広島道」「海田大橋」と示す。
 「JCT」はジャンクションを示し、「無印」の場合は料金所又はトンネルを示す。
- (2) 項目2：「J」は情報板を示し、「K」は警告表示板を示す。
 「U」は本線上り線を示し、「D」の場合は本線下り線を示し、「無印」は料金所を示す。
- (3) 項目3：「A」はAL型を示し、「B」の場合はBL型を示し、「C」の場合はCL型を示し、「D」の場合はDL型を示し、「DS」の場合はDSL型を示し、「AS」の場合はASL型を示し、「BS」の場合はBSL型を示し、「E」の場合はEL型を示し、「J」の場合はJ型を示す。尚、警告表示板は番号のみとする。
 「1」は情報板番号（1面の場合は「1」とし、2面の場合は「1」又は「2」とする。）
 (例1 東雲入口No. 2情報板 ⇒ 「東雲-J-B2」)
 (例2 間所流出No. 1情報板 ⇒ 「間所-JD-A1」)
 (例3 福木トンネル上り線情報板 ⇒ 「福木-JU-D1」)
 (例4 広島東JCT山陽道方向スリップ注意表示板 ⇒ 「広島東JCT-KU-1」)

4. 気象観測装置



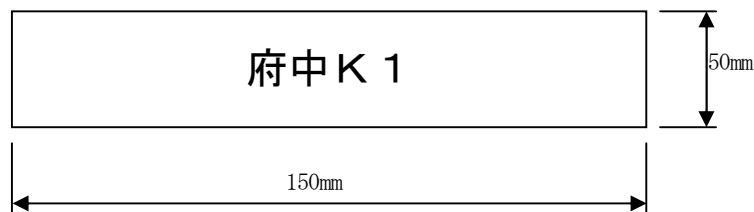
- (1) 項目1：「観測地点の名称（場所）」＋「気象観測装置」とする。

5. 黄色点滅灯



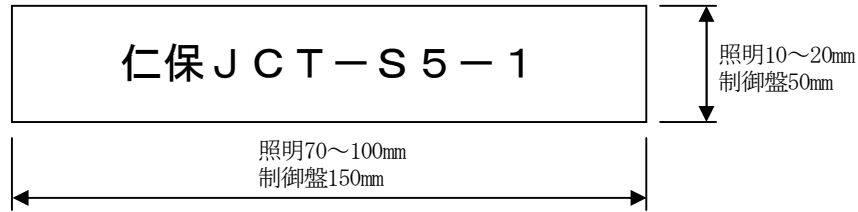
- (1) 項目1：「仁保JCT」は設置場所の仁保ジャンクションを示し、「料金所名（福田、宇品、馬木等）」の場合は料金所を示す。
- (2) 項目2：「B」は黄色点滅灯を示す。
 「U」はJCTの上り線側分岐部を示し、「D」の場合はJCTの下り線側分岐部を示し、「H」の場合は本線流出部を示し、「O」の場合は料金所出口部を示し、「I」の場合は料金所入口部を示す。
- (3) 項目3：「1」は設置番号を示す。（料金所では複数あるため）
 (例1 吉島料金所出口側のNo. 1黄色点滅灯 ⇒ 「吉島-BO-1」)
 (例2 府中料金所本線流出部No. 1黄色点滅灯 ⇒ 「府中-BH-1」)
 (例3 温品JCT下り線側分岐No. 2黄色点滅灯 ⇒ 「温品JCT-BD-2」)

6. 車両感知器



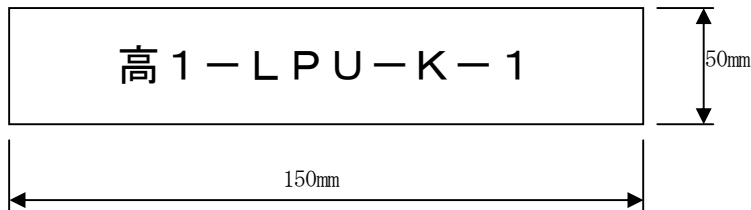
- (1) 項目1：「府中」は地区名称を示す。
 「K」は車両感知器を示す。
 「1」は設置順の番号とする。
 (例1 吉島地区のNo. 1車両感知器 ⇒ 「吉島K1」)

7. 視線誘導灯



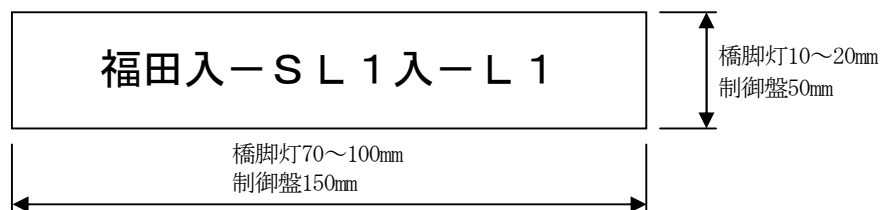
- (1) 項目1：「仁保 JCT」は設置場所の仁保ジャンクションを示し、「東雲」の場合は設置場所の東雲料金所を示す。
 - (2) 項目2：「S」は視線誘導灯を示す。
「5」は設置場所のランプ道名を示す。
 - (3) 項目3：「1」は照明器具番号を示す。（KPの若い順の連番とする）
（例1 東雲料金所AランプNo. 11の視線誘導灯 ⇒ 「東雲-SA-11」）
- ※視線誘導灯制御盤は視線誘導灯と同じ大きさの銘板に「設置場所名+視線誘導灯制御盤」と表示し、銘板を取付けること。

8. 内照式標識関係（規制標識、案内標識）



- (1) 項目1：「高1」は高速1号線を示す。
- (2) 項目2：「LP」は内照式標識を示す。
「U」は上り線を示し、「D」は下り線を示す。
- (3) 項目3：「K」は規制標識を示し、「A」は案内標識を示す。
- (4) 項目4：「1」は標識番号を示す。（KPの若い順に連番を付ける。）
（例1 高速2号線下り線No. 1 案内標識 ⇒ 「高2-LPD-A-1」）
（例2 高速4号線上り線No. 2 案内標識 ⇒ 「高4-LPU-A-2」）
（例3 高速3号線出島入口案内標識 ⇒ 「高3-LP出島-A-1」）

9. 信号灯



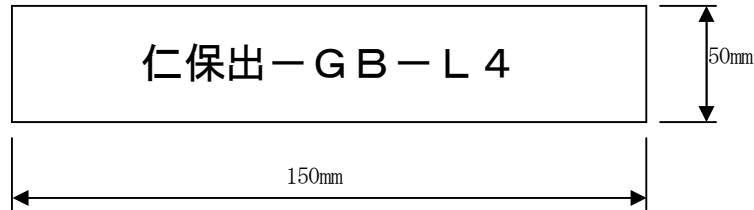
- (1) 項目1：「福田入」は設置場所の福田入口料金所を示す。
（※「西風トンネル」は設置場所の西風トンネルを示す。）

(2) 項目2：「SL1」は青・赤信号灯を示し、「SL2」は赤信号灯を示し、「SL3」はE
TCガントリーに設置する黄色点滅灯を示す。また、「入」は入側を示し、「出」は出側を示す。

(3) 項目3：「L1」は設置レーン番号を示す。

(例1 宇品出口料金所第4レーンの入側青・赤灯 (⇒ 「宇品出-SL1入-L4」)

10. 電動遮断機



(1) 項目1：「仁保出」は設置場所の仁保出口料金所を示す。

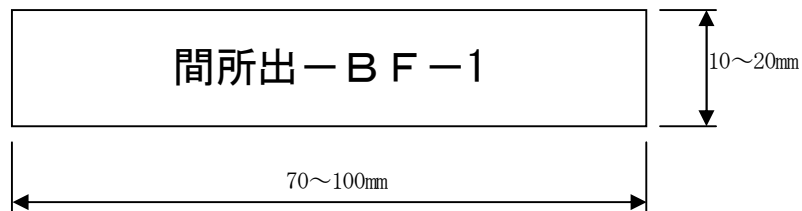
(※「馬木入」の場合は設置場所の馬木入路を示す。)

(2) 項目2：「GB」は電動遮断機を示す。

(3) 項目3：「L4」は設置レーンを示す。

(例1 東雲入口料金所第1レーンの電動遮断機 ⇒ 「東雲入-GB-L1」)

11. 料金所放送設備



(1) 項目1：「間所出」は設置場所の間所出口料金所を示す。

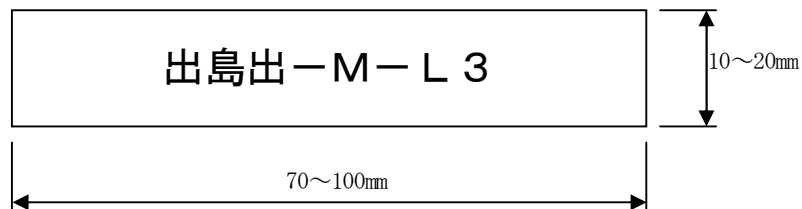
(2) 項目2：「BF」は放送設備を示す。

(3) 項目3：「1」は設置順の番号を示す。

(例1 府中入口料金所の放送設備 ⇒ 「府中入-BF-1」)

※アンプ・マイク・スピーカのセットで登録し、アンプにラベルを貼るものとする。

12. 料金所モニタ



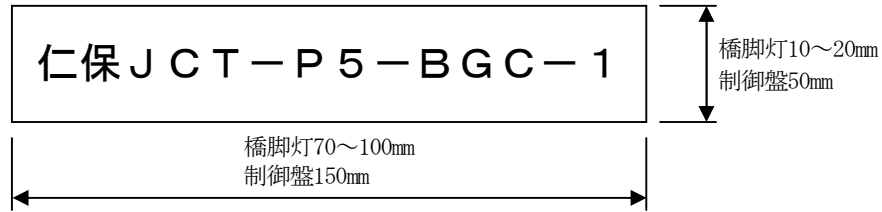
(1) 項目1：「出島出」は設置場所の出島出口料金所を示す。

(2) 項目2：「M」はレーン監視モニタを示す。

(3) 項目3：「L3」は設置レーンを示す。

(例1 大州入口料金所の第1レーン監視モニタ ⇒ 「大州入-M-L1」)

13. 橋脚灯（橋梁灯）



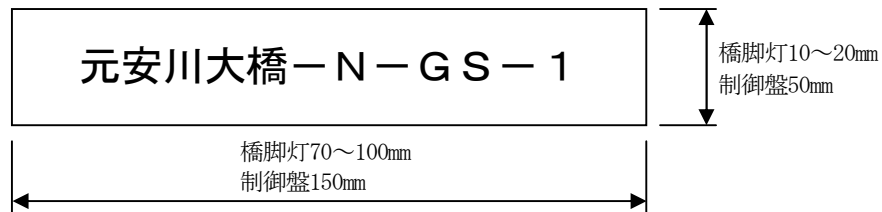
- (1) 項目 1 : 「仁保 J C T」は設置場所の仁保ジャンクションを示す。
- (2) 項目 2 : 「P 5」は橋脚番号を示す。
- (3) 項目 3 : 「B G」は橋脚灯（橋梁灯）の照明灯を示し、「C」は制御盤を示す。
- (3) 項目 4 : 「1」は設置順の番号を示す。

※制御盤は全体システムとして連続番号を付ける。

※橋脚灯（橋梁灯）は、同じ橋脚での連続番号とする。

（例 1 元安川大橋 P 9 7 の N o . 1 橋梁灯（ ⇒ 「元安川大橋 - P 9 7 - B G - 1」 ）

14. 航路灯

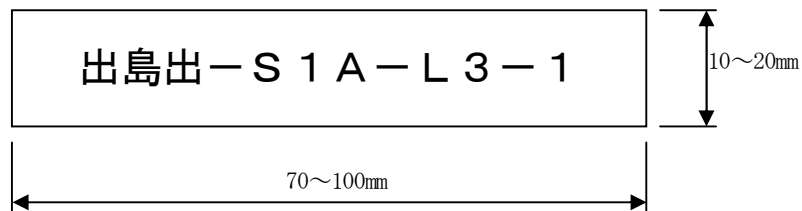


- (1) 項目 1 : 「仁保 J C T」は設置場所の仁保ジャンクションを示す。
- (2) 項目 2 : 「N」は北側設置を示し、「S」は南側設置を示し、「E」は東側設置を示し、「W」は西側設置を示す。
- (3) 項目 3 : 「G S」は航路灯の照明灯を示す。
- (3) 項目 4 : 「1」は中央灯（白）を示し、「2」は左側灯（緑）を示し、「3」は右側灯（赤）を示す。

※航路灯は、同じ橋脚での連続番号とする。

（例 1 元安川大橋航路灯南側中央（ ⇒ 「元安川大橋 - S - G S - 1」 ）

15. 料金収受設備（E T C設備含む）



- (1) 項目 1 : 「出島出」は設置場所の出島出口料金所を示す。
- (2) 項目 2 : 以下表のとおり

項目 2	機器名	備考
S 1 A	車両検知器「S 1 a」	セットもの（投光・受光）

S 1 B	車両検知器「S 1 b」	セットもの (投光・受光)
S 2	車両検知器「S 2」	セットもの (投光・受光)
S 4 A	車両検知器「S 4 a」	セットもの (投光・受光)
S 4 B	車両検知器「S 4 b」	セットもの (投光・受光)
S K	車高計	セットもの (投光・受光)
S J	車種判別装置 (車軸計)	
H S	発進制御装置	セットもの (左・右)
S H	車線表示板	
R H	路側表示器	
S S	車線制御装置	
R M	路側無線装置	
S K S	車線監視制御盤	
B H	ブース内表示器	
L S	信号灯制御装置	
I C	I Cカードリーダ装置	
R S	料金処理機 (分離型収受機)	
R S S	レーン集計装置	
R H	領収書発行機	
R H K	料金表示器	
J T H	自動通行券発行装置	
H T H	通行券発行装置 (左ハンドル)	
S T H	手動通行券発行装置	
D S	E T C伝送処理装置	
U P S	E T C用無停電電源装置	

(3) 項目3: 「L 3」は設置レーンを示し、「K」の場合は機械室を示す。

(4) 項目4: 「1」は設置順の番号を示す。車両検知器等のセットもの場合、「1」は進行方向左側設置、「2」は進行方向右側設置を示す。

(例1 大州入口料金所の第1レーン路側無線装置 ⇒ 「大州入-RM-L 1」)

(例2 宇品出口料金所の第4レーン車両検知器S 4 A左 ⇒ 「宇品出-S 4 A-L 4-1」)

(例3 大州入口料金所の第1レーン車線制御装置 ⇒ 「大州入-SS-L 1」)

(例4 観音料金所無停電電源装置 ⇒ 「観音-UPS-K-1」)

(例5 観音料金所入口側E T C伝送処理装置 ⇒ 「観音入-DSS-K」)

16. 料金収受ガントリ



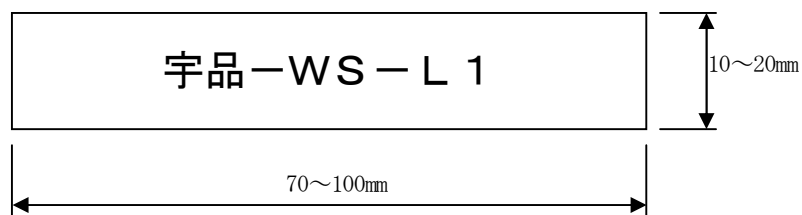
- (1) 項目 1 : 「出島出」は設置場所の出島出口料金所を示す。
- (2) 項目 2 : 「GA1」は第一ガントリを示し、「GA2」の場合は第二ガントリを示す。
- (3) 項目 3 : 「L1」は設置レーンを示す。ただし、第一ガントリで、結合されたものについてはレーン番号の若い番号を選択するものとする。(L1とL2の間で結合された第一ガントリは項目3で「L1」と表記する。

(例1 間所入口料金所の第一ガントリ ⇒ 「間所入-GA1-L1」)

(例2 沼田出口料金所の第一ガントリ ⇒ 「沼田出-GA1-L1」)

(例3 東雲入口料金所の第二ガントリ ⇒ 「東雲入-GA2-L2」)

17. 軸重計設備



- (1) 項目 1 : 「字品」は設置場所の字品入口料金所を示す。
- (2) 項目 2 : 以下表のとおり

項目 2	機器名	備考
WS	車両検知器	
WD	検出部	
WB1	棒状センサー 1	
WB2	棒状センサー 2	
WJ	接続箱	
WC	撮像機	
WH	警告表示板	
WK	指示記録装置	

- (3) 項目 3 : 「L1」は設置レーンを示す。

(例1 大州入口料金所の第1レーン検出部 ⇒ 「大州-WD-L1」)

(例2 字品入口料金所の第2レーン接続箱 ⇒ 「字品-WJ-L2」)

(例3 矢賀入口料金所の第1レーン警告表示板 ⇒ 「矢賀-WH-L1」)

1-1-2 管理銘板の取付け方法

管理銘板の取付けは、原則として以下のとおりとする。尚、機器等の形状により下記取付け方法により難しい場合は、監督員と協議して取付け方法を決めるものとする。

1. コンクリート壁面にアンカー取付けとする場合は、アンカーはSUSのM5を使用する。
2. 機器の機側装置や、非常電話のボックス、情報板の支柱又は取引計器箱等へ取付けるものとする。
取付けは容易に外れないような方法にて取付けるものとする。

1-1-3 管理銘板の材質

1. 1-1-1「管理銘板の記載内容」第1～6項及び第8項に定める機器・装置、自立形制御盤、機側装置等は透明アクリル板(t3)とする。ただし、特別な事情がある場合、監督員と協議し、材質の変更を行うものとする。
2. 1-1-1「管理銘板の記載内容」第7項及び第9～17項に定める小型の機器・装置等は、ラミネートラベル（色は白）とする。ただし、特別な事情がある場合、監督員と協議し、材質の変更を行うものとする。

1-1-4 管理銘板の文字

1. アクリル板
丸ゴシック体（黒色）とし、裏面より彫刻するものとする。
2. ラミネートラベル
丸ゴシック体（黒色）とする。

1-1-5 管理銘板の大きさ

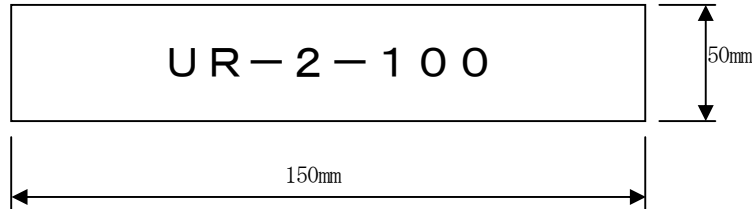
管理銘板の大きさは、原則1-1-1「管理銘板の記載内容」各項で表示する大きさとする。ただし、特別な事情がある場合、監督員と協議し、取付ける機器の大きさに応じて管理銘板の大きさを調整するものとする。

第2節 トンネル部管理銘板

1-2-1 管理銘板の記載内容

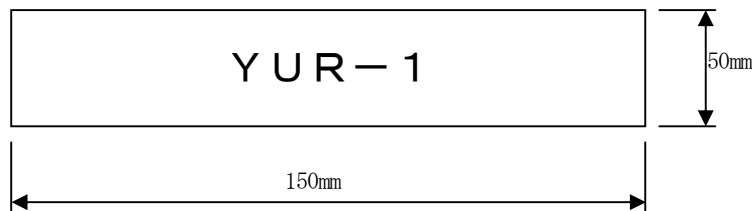
トンネル部に設置する電気通信設備等の管理記号を下記のとおり定めるものとする。尚、受注者は管理銘板（案）を作成し、監督員の確認を受けるものとする。

1. トンネル照明（入口、出口、基本照明、非常駐車帯照明等）



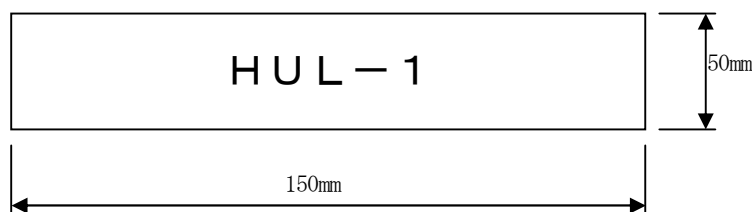
- (1) 項目1：「U」は上り線を示し、「D」の場合は下り線を示す。
「R」は走行方向に対して照明器具が右側取付け示し、「L」の場合は左側取付けを示す。
- (2) 項目2：「2」は、回路番号を示す。
- (3) 項目3：「100」は照明器具番号を示す。（入口側からの連番とする）
（例1 トンネル下り線4番回路右側NO. 121トンネル照明⇒「UD-4-121」）

2. トンネル非常用照明（誘導表示板）…タイプS1



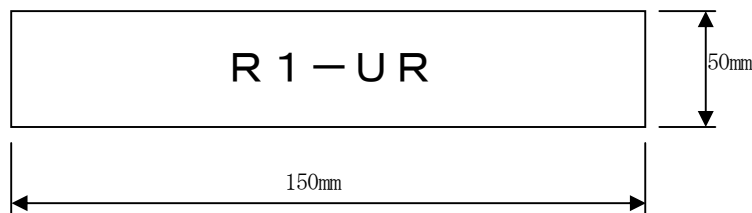
- (1) 項目1：「Y」は誘導表示板を示す。
「U」は上り線を示し、「D」の場合は下り線を示す。
「R」は走行方向に対して照明器具が右側取付けを示し、「L」の場合は左側取付けを示す。
- (2) 項目2：「1」は、照明器具番号を示す。（入口側からの連番とする）
（例1 トンネル下り線No. 12右側誘導表示灯 ⇒ 「YDR-12」）

3. トンネル内非常電話関係（非常電話表示板、非常電話ボックス、非常電話、手動通報装置）



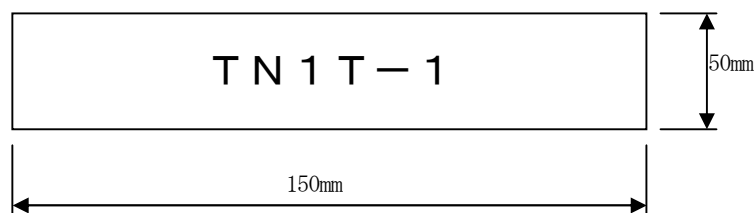
- (1) 項目 1 : 「H」は非常電話部を示す。
 「U」は上り線を示し、「D」の場合は下り線を示す。
 「L」は非常電話表示灯(タイプ S7)を示し、「T」の場合は非常電話、「S」の場合は手動通報装置、「無記入」の場合は非常電話ボックスを示す。
 ※トンネルの非常電話を設置する場所に設置する各装置の記号を示す。
- (2) 項目 2 : 「1」は、器具番号(入口側からの連番とする)
 (例 1 上り線トンネル内の No. 2 非常電話 ⇒ 「HUT-2」)
 (例 2 下り線トンネル内の No. 3 非常電話ボックス ⇒ 「HD-3」)

4. トンネル非常用照明(避難通路表示板、非常駐車帯表示板)



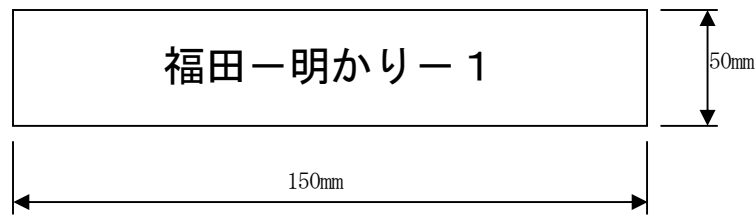
- (1) 項目 1 : 「R」は避難通路表示板又は非常駐車帯表示板を示す。
 「1」は避難連絡坑番号を示す。(西風トンネルは中広側から 1、2、3・・・)
- (2) 項目 2 : 「U」は上り線を示し、「D」の場合は下り線を示す。
 「R」は右側取付(タイプ S4)を示し、「L」の場合は左側取付(タイプ S3)、「H」の場合は非常駐車帯表示板(タイプ S6)を示す。
 (例 1 トンネル上り線 No. 2 避難連絡坑の右側避難通路表示板 ⇒ 「R 2 - U R」)

5. トンネル非常用照明(避難連絡坑照明)



- (1) 項目 1 : 「T N 1」は避難連絡坑番号を示す。(西風トンネルは中広側から 1、2、3・・・)
 「T」は飛出し注意表示灯を示し、「無記号」の場合は避難連絡坑内照明を示す。
- (2) 項目 2 : 「1」は照明番号を示す。(上り線から順に連番を付ける。)
 (例 1 トンネル No. 3 避難連絡坑内の No. 2 照明 ⇒ 「T N 3 - 2」)
 (例 2 トンネル No. 1 避難連絡坑内の上り線側飛出し注意表示灯 ⇒ 「T N 1 T - 1」)

6. CCTVカメラ

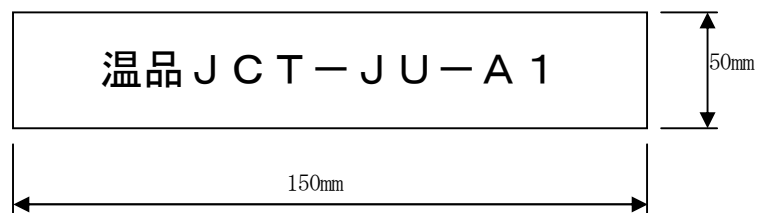


- (1) 項目1：「福田」は地区名を示し、トンネル名、料金所名を記載する。
(例：福田地区は「福田」、福木トンネルは「福木」、福田料金所は「福田」)
- (2) 項目2：「明かり」は本線・ランプ道の明かり部を示し、「TN」の場合はトンネル部を示し、「料金所」の場合は料金所を示す。
トンネル部で上り下りの区別が必要な場合は、それぞれ上りは「U」、下りは「D」を追記する。

※明かり部は、本線、ランプ道のトンネル部以外の場所をいう。

- (3) 項目3：カメラ番号
 高速1、2号線は、北から順に1、2、3・・・と番号を付与する。
 高速3号線は、東から順に1、2、3、・・・と番号を付与する。
 料金所カメラ番号はレーン番号とする。
 (例1 福木トンネル、下り線、3番カメラ ⇒ 「福木-TND-3」)
 (例2 仁保料金所第1レーンカメラ ⇒ 「仁保-料金所-1」)
 (例3 宇品地区の2番目の本線カメラ ⇒ 「宇品-明かり-2」)

7. 情報板



- (1) 項目1：「温品JCT」は設置場所の温品ジャンクションを示し、「料金所名（福田、宇品、馬木等）」の場合は料金所を示し、「トンネル名（福木、西風等）」の場合はトンネルを示す。
「JCT」はジャンクションを示し、「無印」の場合は料金所又はトンネルを示す。
- (2) 項目2：「J」は情報板を示す。
「U」は本線上り線を示し、「D」の場合は本線下り線を示し、「無印」は料金所を示す。
- (3) 項目3：「A」はAL型を示し、「B」の場合はBL型を示し、「C」の場合はCL型を示し、「D」の場合はDL型を示し、「DS」の場合はDSL型を示し、「AS」の

場合はASL型を示し、「E」の場合はEL型を示し、「J」の場合はJ型を示す。

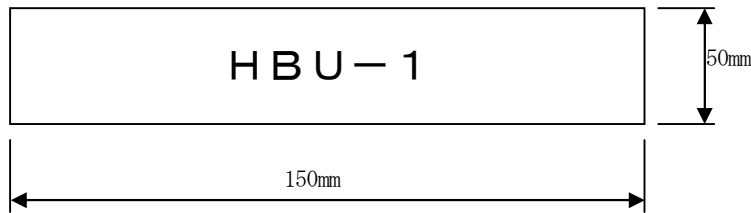
「1」は情報板番号（1面の場合は「1」とし、2面の場合は「1」又は「2」とする。）

(例1 東雲入口No. 2情報板 ⇒ 「東雲-J-B2」)

(例2 間所流出No. 1情報板 ⇒ 「間所-JD-A1」)

(例3 福木トンネル上り線情報板 ⇒ 「福木-JU-D1」)

8. 消火栓



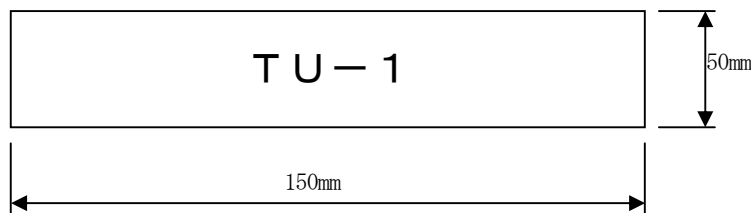
(1) 項目1：「HB」は消火栓を示す。

「U」は上り線を示し、「D」の場合は下り線を示す。

(2) 項目2：「1」は消火栓番号を示す。（入口側から順に連番を付ける。）

(例1 トンネル上り線No. 6消火栓 ⇒ 「HBU-6」)

9. 端子盤、中継増幅盤



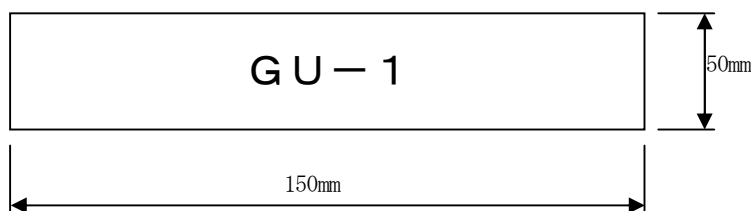
(1) 項目1：「T」は端子盤又は中継増幅盤を示す。

「U」は上り線を示し、「D」の場合は下り線を示す。

(2) 項目2：「1」は端子盤又は中継増幅盤番号を示す。（入口側から順に連番を付ける。）

(例1 トンネル下り線No. 2端子盤 ⇒ 「TD-2」)

10. 火災検知器



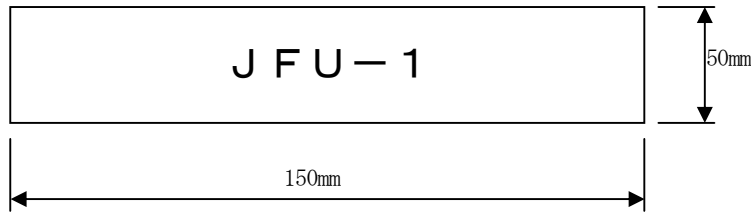
(1) 項目1：「G」は火災検知器を示す。

「U」は上り線を示し、「D」の場合は下り線を示す。

(2) 項目2：「1」は火災検知器盤番号を示す。（入口側から順に連番を付ける。）

(例1 トンネル上り線No. 10火災検知器 ⇒ 「GU-10」)

11. ジェットファン



(1) 項目1：「JF」はジェットファンを示す。

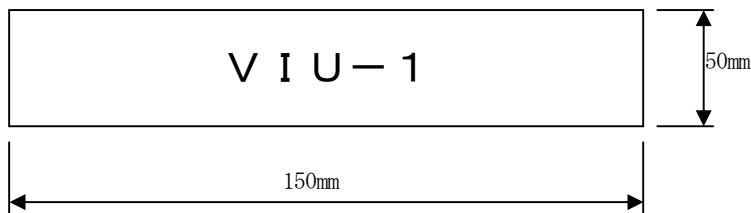
「U」は上り線を示し、「D」の場合は下り線を示す。

(2) 項目2：「1」はジェットファン番号を示す。(入口側から順に連番を付ける。)

※ジェットファンは原則、本体への塗装とするが、それによりがたい場合は、上記の銘板とする。

(例1 トンネル下り線No. 1ジェットファン ⇒ 「JFD-1」)

12. 計測設備 (CO計、VI計、風向風速計)



(1) 項目1：「VI」はVI計を示し、「CO」はCO計を示し、「WA」は風向風速計を示す。

「U」は上り線を示し、「D」は下り線を示す。

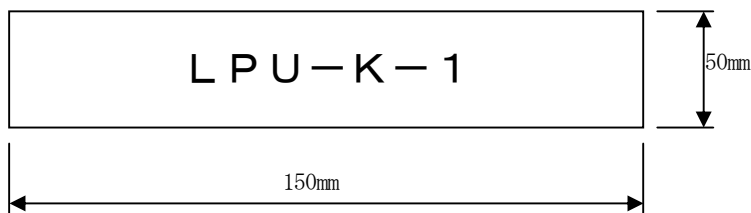
(2) 項目2：「1」は機器番号を示す。(入口側から順に連番を付ける。)

(例1 トンネル上り線No. 1 VI計 ⇒ 「VIU-1」)

(例2 トンネル下り線No. 2 CO計 ⇒ 「COD-2」)

(例3 トンネル下り線No. 1 風向風速計 ⇒ 「WAD-1」)

13. 内照式標識関係 (規制標識、案内標識)

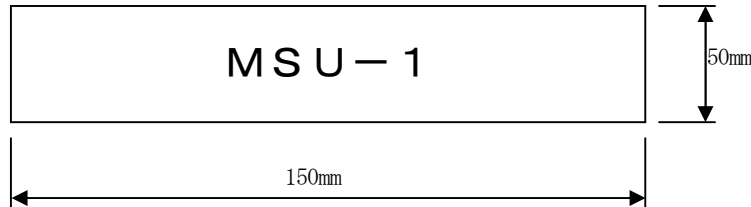


(1) 項目1：「LP」は内照式標識を示す。

「U」は上り線を示し、「D」は下り線を示す。

- (2) 項目 2 : 「K」は規制標識を示し、「A」は案内標識を示す。
- (3) 項目 3 : 「1」は標識番号を示す。(入口側から順に連番を付ける。)
 (例 1 トンネル上り線No. 2 規制標識 ⇒ 「LPU-K-2」)
 (例 2 トンネル下り線No. 1 案内標識 ⇒ 「LPD-A-1」)

14. マイク・スピーカ



- (1) 項目 1 : 「MS」はマイク・スピーカを示す。
 「U」は上り線を示し、「D」は下り線を示す。
- (2) 項目 2 : 「1」はマイク・スピーカ番号を示す。(入口側から順に連番を付ける。)
 (例 1 トンネル下り線No. 3 マイク・スピーカ ⇒ 「MSD-3」)

1-2-2 管理銘板の取付け方法

管理銘板の取付けは、原則として以下のとおりとする。尚、機器等の形状により下記取付け方法により難しい場合は、監督員と協議して取付け方法を決めるものとする。

- 1. 管理銘板は、保守・点検時に確認しやすい位置に取付けるものとする。
- 2. コンクリート壁面にアンカー取付けとするもの。アンカーはSUSのM5を使用する。
 (入口、出口、基本照明、非常駐車帯照明、避難連絡坑照明)
 銘板取付け位置は、照明下50cm程度とする。
- 3. 器具等に貼り付けるもの。ただし、取付けは容易に外れないような方法にて取付けるものとする。
 貼り付け位置は監督員と協議し決めるものとする。
 (CCTVカメラ、情報板、誘導表示板、避難通路表示板、非常電話、非常電話ボックス、非常電話表示板、手動通報装置、消火栓等の直接機器に貼り付ける方が管理しやすいもの)
 尚、機器本体への貼り付けに適さない場合、トンネル壁面又は内装板に取付を認める場合もある。
- 4. 機器本体に塗装するもの。
 (ジェットファン)

1-2-3 管理銘板の材質

原則として、透明アクリル板(t3)とする。ただし、特別な事情がある場合、監督員と協議し、材質の変更を行うものとする。

1-2-4 管理銘板の文字

丸ゴシック体(黒色)とし、裏面より彫刻するものとする。

1-2-5 管理銘板の大きさ

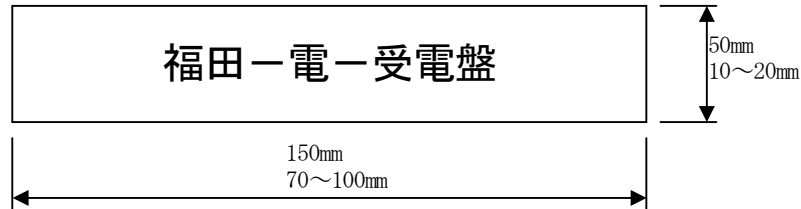
管理銘板の大きさは、原則1-2-1「管理銘板の記載内容」各項で表示する大きさとする。ただし、特別な事情がある場合、監督員と協議し、取付ける機器の大きさに応じて管理銘板の大きさを調整するものとする。

第3節 制御盤等管理銘板

1-3-1 管理銘板の記載内容

屋内・屋外に設置する電気通信設備等の制御盤等の管理記号を下記のとおり定めるものとする。尚、受注者は管理銘板（案）を作成し、監督員の確認を受けるものとする。

1. 制御盤等（上段値：アクリル板、下段値：ラミネートパネル）



- (1) 項目1：「福田」は電気室、料金所、管理基地、通信機械室を設置する地区名又はトンネル名を示す。
 (例：福田電気室は「福田」、福田料金所は「福田」、馬木管理基地は「馬木」、公社本社は「本社」、西風トンネルは「西風TN」とする。)
- (2) 項目2：「電」は電気室（受変電室、自家発電室、通信機械室、ポンプ室等を含む）を示し、「料」は料金所（機械室を含む）を示し、「管」は管理基地（管制室、通信機械室等を含む）を示し、「1F」は公社本社の1階（施設管制室、電気室、自家発電室等）を示し、「2F」は公社本社の2階（通信機械室等）を示し、「3F」は公社本社の3階（交通管制室、機械室等）を示す。
 本線上の場合は「高1、高2、高3等」と記載する。
- (3) 項目3：制御盤名等を記載する。
 (例1 福田電気室、受変電室、「高圧受電盤」 ⇒ 「福田一電一高圧受電盤」)
 (例2 公社本社、通信機械室、「通信機器収容架」 ⇒ 「本社一2F一通信機器収容架」)
 (例3 沼田管理基地、通信機械室、遠制子局 ⇒ 「沼田一管一遠制子局」)
 (例4 沼田電気室、自家発電室、発電機補機盤 ⇒ 「沼田一電一発電機補機盤」)
 (例5 中広電気室、ポンプ室、ポンプ制御盤 ⇒ 「中広一電一ポンプ制御盤」)
 (例6 公社本社、交通管制室、軸重計端末 ⇒ 「本社一3F一軸重計端末」)
 (例7 公社本社、施設管制室、監視制御端末 ⇒ 「本社一1F一監視制御端末」)
 ※操作端末は本体PCにラベルを貼付し、モニタ・キーボード等付属品には貼付しない。

1-3-2 管理銘板の取付け方法

管理銘板の取付けは、原則として以下のとおりとする。尚、機器等の形状により下記取付け方法により難しい場合は、監督員と協議して取付け方法を決めるものとする。

1. 管理銘板は、保守・点検時に確認しやすい位置（盤面上部）に取付けるものとする。
2. 器具等に貼り付けるもの。ただし、取付けは容易に外れないような方法にて取付けるものとする。
 貼り付け位置は監督員と協議し決めるものとする。

1-3-3 管理銘板の材質

1. 自立形制御盤又は壁付形制御盤（扉口600mm以上）は透明アクリル板(t3)とする。ただし、特別

な事情がある場合、監督員と協議し、材質の変更を行うものとする。

2. 操作卓に使用するPC（モニタ・キーボードなどの付属品は除く）や小型通信装置等は、ラミネートラベル（色は白）とする。ただし、特別な事情がある場合、監督員と協議し、材質の変更を行うものとする。

1-3-4 管理銘板の文字

1. アクリル板

丸ゴシック体（黒色）とし、裏面より彫刻するものとする。

2. ラミネートラベル

丸ゴシック体（黒色）とする。

1-3-5 管理銘板の大きさ

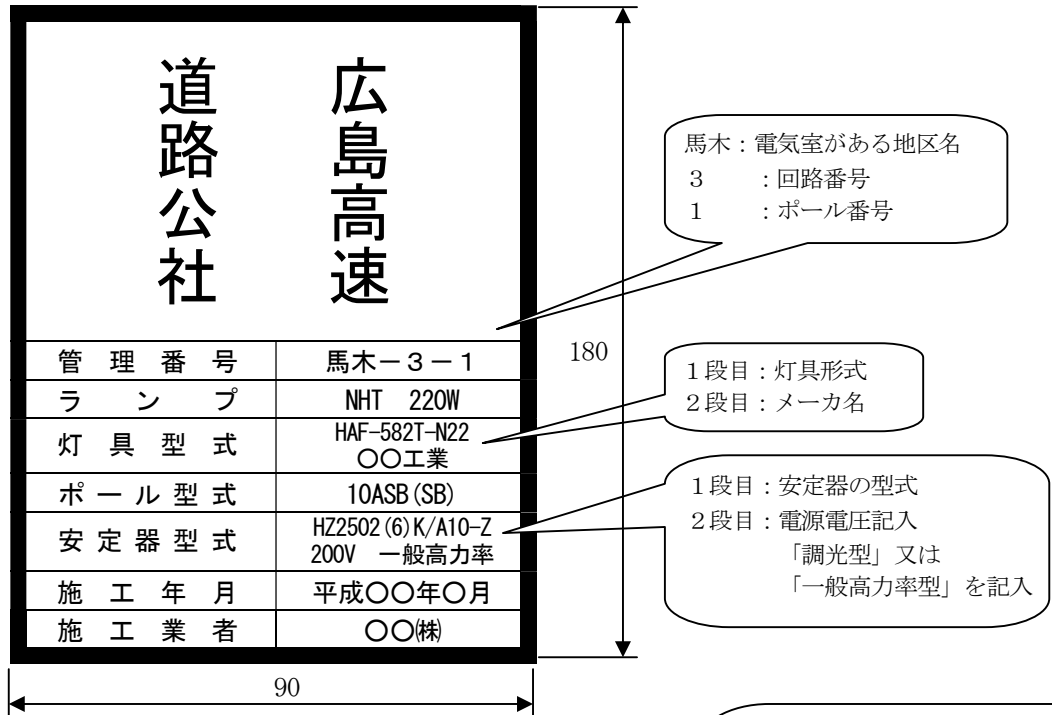
管理銘板の大きさは、原則1-3-1「管理銘板の記載内容」で表示する大きさとする。ただし、特別な事情がある場合、監督員と協議し、取付ける機器の大きさに応じて管理銘板の大きさを調整するものとする。

第4節 道路照明の管理銘板

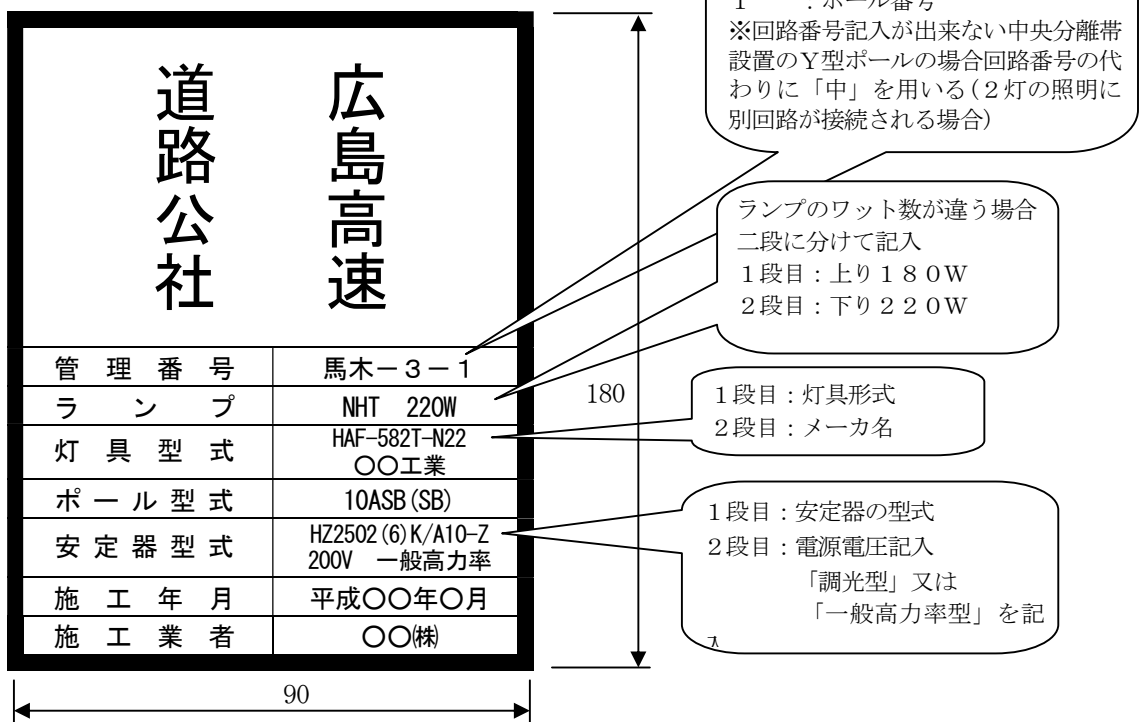
1-4-1 管理銘板の記載内容

項目欄に記入文字が多く、刻印等に問題が発生する場合、「広島高速道路公社」の文字部分を縮小してもよい。

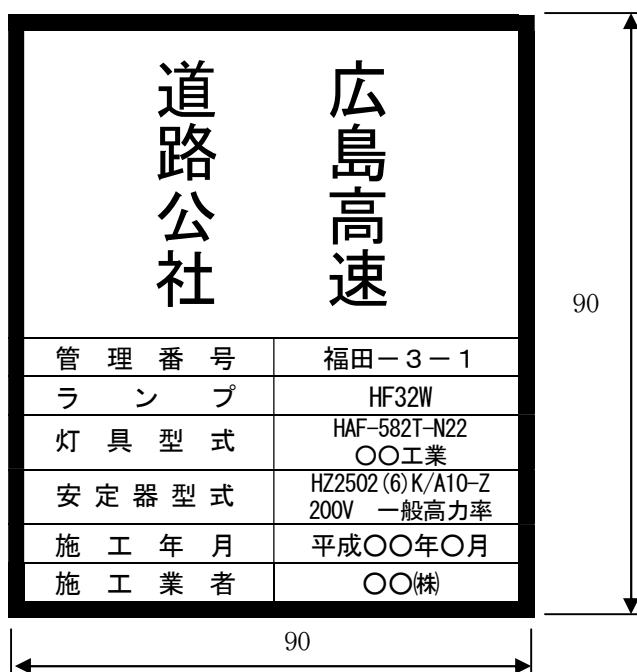
1. Aタイプ(1灯式の道路照明)



2. Bタイプ(2灯式の道路照明)



3. 壁高欄照明、ボックスカルバート部照明



1-4-2 管理銘板の取付け方法

管理銘板の取付けは、原則として以下のとおりとする。尚、機器等の形状により下記取付け方法により難い場合は、監督員と協議して取付け方法を決めるものとする。

1. ポール式道路照明

原則として、照明ポールの安定器取付口用の蓋に容易に外れない方法にて固定すること。

2. 壁高欄照明、ボックスカルバート部照明

原則として、照明器具の見えやすい位置に容易に外れない方法にて固定すること。

1-4-3 管理銘板の材質

原則として、真鍮板(t1.5)とする。ただし、特別な事情がある場合、監督員と協議とし、材質の変更を行うものとする。

1-4-4 管理銘板の文字

1. 丸ゴシック体（黒色）とする。

2. 「広島高速道路公社」及びその他の文字は薬品腐食による凹字とし黒色エナメル¹⁾の墨入れを行う。外郭線は赤色とする。

1-4-5 管理銘板の大きさ

管理銘板の大きさは、原則1-4-1「管理銘板の記載内容」で表示する大きさとする。ただし、特別な事情がある場合、監督員と協議し、取付ける機器の大きさに応じて管理銘板の大きさを調整するものとする。